

緊急事態宣言の発出要請を受けて

1月9日、大阪府、兵庫県、京都府の3府県が政府に対し、緊急事態宣言の発出を要請し、政府は、1月13日にも、3府県を対象に緊急事態宣言を出す方向で調整していると報道されています。今回の緊急事態宣言における学校への措置については、対面とオンラインの適切な活用が求められ、休校や登校自粛の要請は行われたい見通しです。

本学でも、これまでの経験に基づく感染対策を徹底することで、学校内での感染の可能性は抑えることができると考えています。

したがって、現時点で緊急事態宣言発出以降において、各学校が定める授業実施方法や入構ルール等の予定変更はありません。

ただし、目下の感染拡大の深刻性は十分に認識する必要があります。登下校時や休憩時間における感染防止*に一層留意し、飲食を伴う懇親会に関わらず不要不急の外出は控え、感染リスクを減じる行動の徹底をお願いします。

(*登下校時や休憩時間における感染防止とは、会話時は必ずマスクを着用する、不要な会話は控える、大人数・長時間の飲食をしない、三密空間を避ける、こまめな手洗い・消毒を行うなどです。)

また、今後も状況の推移により、授業実施方法や入構ルール等に変更を行う場合がありますので、引き続き各学校からの連絡に十分注意してください。

2021年1月12日
学校法人 藍野大学